

第1号から第20号まで！

# 収入印紙の早見表

# 収入印紙の金額は31種類

## 収入印紙の金額

1円、2円、5円

10円、20円、30円、40円、50円、60円、80円

100円、120円、200円、300円、400円、500円、600円

1,000円、2,000円、3,000円、4,000円、5,000円、6,000円、8,000円

10,000円、20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円

100,000円

## POINT

- ・上記の金額を組み合わせて使用する必要があります
- ・金額の組み合わせに決まりはありません

例

1万円の収入印紙が必要な場合は①と②のどちらでも可

- ① 10,000円の収入印紙を1枚貼り付ける
- ② 5,000円の収入印紙を1枚、1,000円の収入印紙の5枚を貼り付ける



# 印紙税額早見表（契約書のみ）

☑：文書の種類    ☑：印紙税額

### 第1号文書

- ☑ ローンや不動産の幅広い商取引における契約
- ☑ 契約金額に応じる※1

### 第2号文書

- ☑ 請負取引に関する契約書
- ☑ 契約金額に応じる※2

### 第5号文書

- ☑ 企業再編やM&Aに関する契約書
- ☑ 一律4万円

### 第7号文書

- ☑ 継続的取引が基本となる契約書
- ☑ 一律4,000円

### 第12号文書

- ☑ 信託行為に関する契約書
- ☑ 一律200円

### 第13号文書

- ☑ 債務保証に関する契約書
- ☑ 一律200円

### 第14号文書

- ☑ 金銭または有価証券の寄託に関する契約書
- ☑ 一律200円

### 第15号文書

- ☑ 債務譲渡または債務引受けに関する契約書
- ☑ 1万円以上または契約金額の記載のないもの：200円  
1万円未満：非課税

## ※1：第1号文書の印紙税額

| 契約金額                | 印紙税額   |
|---------------------|--------|
| 1万円未満               | 非課税    |
| 1万円以上10万円以下         | 200円   |
| 10万円を超え50万円以下       | 400円   |
| 50万円を超え100万円以下      | 1,000円 |
| 100万円を超え500万円以下     | 2,000円 |
| 500万円を超え1,000万円以下   | 1万円    |
| 1,000万円を超え5,000万円以下 | 2万円    |

## ※2：第2号文書の印紙税額

| 契約金額                | 印紙税額   |
|---------------------|--------|
| 1万円未満               | 非課税    |
| 1万円以上100万円以下        | 200円   |
| 100万円を超え200万円以下     | 400円   |
| 200万円を超え300万円以下     | 1,000円 |
| 300万円を超え500万円以下     | 2,000円 |
| 500万円を超え1,000万円以下   | 1万円    |
| 1,000万円を超え5,000万円以下 | 2万円    |

| 契約金額            | 印紙税額 |
|-----------------|------|
| 5,000万円を超え1億円以下 | 6万円  |
| 1億円を超え5億円以下     | 10万円 |
| 5億円を超え10億円以下    | 20万円 |
| 10億円を超え50億円以下   | 40万円 |
| 50億円を超えるもの      | 60万円 |
| 契約金額の記載のないもの    | 200円 |

| 契約金額            | 印紙税額 |
|-----------------|------|
| 5,000万円を超え1億円以下 | 6万円  |
| 1億円を超え5億円以下     | 10万円 |
| 5億円を超え10億円以下    | 20万円 |
| 10億円を超え50億円以下   | 40万円 |
| 50億円を超えるもの      | 60万円 |
| 契約金額の記載のないもの    | 200円 |

参考：印紙税法 別表第1 課税物件表

# 印紙税額早見表（契約書以外）

これまで紹介してきた契約書以外でも、印紙税が発生する文書は存在します。

✔：文書の種類    ✔：印紙税額

## 第3号文書

- ✔ 約束手形、為替手形
- ✔ 手形金額に応じて200円～20万円  
（手形金額が10万円未満または記載なしの場合、また手形の複本または謄本の場合は非課税）

## 第4号文書

- ✔ 株券、社債券、投資信託の受益証券
- ✔ 券面金額に応じて200円～2万円  
（日本銀行その他特定法人の出資証券、譲渡禁止の受託証券、額面株式の株券無効手続きにより作成する株券の場合は非課税）

## 第6号文書

- ✔ 定款
- ✔ 一律40,000円  
（電子定款や公証人の保存する以外の場合は非課税）

## 第8号文書

- ✔ 定期預金証書、貯金証書
- ✔ 一律200円（預入額が1万円未満の場合は非課税）

## 第9号文書

- ✔ 倉荷証券、船荷証券、複合運送証券
- ✔ 一律200円

## 第10号文書

- ✔ 保険証券
- ✔ 一律200円

## 第11号文書

- ✔ 信用状
- ✔ 一律200円

## 第16号文書

- ✔ 配当金領収証、配当金振込通知書
- ✔ 一律200円  
（配当金額が3,000円未満の場合は非課税）

## 第17号文書

- ✔ 売上代金に関する領収書、金銭・有価証券の受取書、売上代金以外の金銭・有価証券の受取書
- ✔ 受取金額に応じて200円～20万円  
（受取金額が5万円未満、営業以外、特定文書に追記した受取書の場合は非課税）

## 第18号文書

- ✔ 預金通帳、貯金通帳、信託通帳
- ✔ 一律一年ごとに200円  
（信用金庫など特定金融機関が作成する預貯金通帳・所得税が非課税の普通預金通帳・納税準備預金通帳の場合は非課税）

## 第19号文書

- ✔ 消費貸借通帳、請負通帳
- ✔ 一律一年ごとに400円

## 第20号文書

- ✔ 判取帳
- ✔ 一律一年ごとに4,000円

参考：印紙税法 別表第1 課税物件表

# このガイドを読んでいただいた方におすすめの資料

## 電子契約はじめ方ガイド



電子契約の導入を検討している方向けに「電子契約の始め方」を解説した資料です。電子契約のキホンからサービス導入の流れまで、図解やシミュレーションを使いながらわかりやすく解説しています。

[資料はこちら](#) >

## 契約書管理サービス 比較マニュアル



契約書の管理方法にお悩みがあり、契約書管理サービスの導入を検討している方向けに、サービスの比較・検討の際にチェックしておきたい5つのポイントを解説した資料です。

[資料はこちら](#) >